

労災保険制度の在り方に関する研究会 開催要綱

1 趣旨・目的

労災保険制度は、業務上の災害発生に際し、事業主の補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するために昭和 22 年に制定され、近年は、二次健康診断等給付の創設（平成 12 年改正）、複数就業者の増加等を踏まえた通勤災害保護制度の拡充（平成 17 年改正）、船員保険の被保険者を適用対象とする改正（平成 19 年改正）、複数業務要因災害に関する保険給付の創設（令和 2 年改正）等、それぞれの時期における社会的ニーズに対応した改正を重ねてきた。

一方、女性の労働参加の進展や更なる就労形態の多様化等、労災保険制度を取り巻く環境は常に変化を続けている。

このような状況を踏まえ、労災保険制度の現代的課題を包括的に検討することを目的に、「労災保険制度の在り方に関する研究会」を設置する。

2 検討事項

労災保険制度に関する現代的課題を検討

3 構成等

- （１）本研究会は、別紙の構成員により構成する。
- （２）本研究会には座長を置き、議事を整理する。
- （３）本研究会は、必要に応じ、別紙構成員以外の専門家等をオブザーバーとして指名することができる。
- （４）本研究会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

4 運営

- （１）本研究会は、厚生労働省労働基準局長が構成員の参集を求めて開催する。
- （２）研究会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあると認められるとき等において、座長が、非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示の上、議事要旨については公開を行うものとする。
- （３）本研究会の事務は、厚生労働省労働基準局労災管理課において行う。

労災保険制度の在り方に関する研究会 構成員名簿

小畑 史子 京都大学大学院人間・環境学研究科教授

笠木 映里 東京大学大学院法学政治学研究科教授

小西 康之 明治大学法学部教授

坂井 岳夫 同志社大学法学部教授

酒井 正 法政大学経済学部教授

地神 亮佑 大阪大学大学院高等司法研究科准教授

中野 妙子 名古屋大学大学院法学研究科教授

中益 陽子 亜細亜大学法学部教授

水島 郁子 大阪大学理事・副学長